

鳥取県福祉のまちづくり条例(平成20年鳥取県条例第2号)新旧対照表

改正後	改正前
目次 前文 第1章 総則(第1条—第5条) 第2章 福祉のまちづくりに関する基本方針等 (第6条—第12条) 第3章 特別特定建築物に係る規制等(第13条—第24条) 第4章 <u>車椅子使用者</u>が利用しやすい施設の整備(第25条—第28条) 第5章 雑則(第29条—第31条) 附則 (便所) 第17条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所は、次に掲げるものでなければならない。 (1)・(2) 略 (3) <u>車椅子使用者用便房</u>以外に、腰掛便座の大便器を設けた便房を1以上設けること。 (4)～(6) 略 2 前項の便所のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものでなければならない。 (1)・(2) 略 (3) 別表第5の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、<u>車椅子使用者用便房</u>とは別に次に掲げる設備をいずれも1以上設けるとともに、当該便所の出入口にその旨の表示を行うこと。 ア ベビーベッドその他の乳幼児のおむつの交換ができる設備(他におむつの交換ができる場所を設ける場合を除く。) イ 高齢者、障害者等が円滑に利用すること	目次 前文 第1章 総則(第1条—第5条) 第2章 福祉のまちづくりに関する基本方針等 (第6条—第12条) 第3章 特別特定建築物に係る規制等(第13条—第24条) 第4章 <u>車いす</u>が利用しやすい施設の整備(第25条—第28条) 第5章 雑則(第29条—第31条) 附則 (便所) 第17条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所は、次に掲げるものでなければならない。 (1)・(2) 略 (3) <u>車いす使用者用便房</u>以外に、腰掛便座の大便器を設けた便房を1以上設けること。 (4)～(6) 略 2 前項の便所のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものでなければならない。 (1)・(2) 略 (3) 別表第5の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、<u>車いす使用者用便房</u>とは別に次に掲げる設備をいずれも1以上設けるとともに、当該便所の出入口にその旨の表示を行うこと。 ア ベビーベッドその他の乳幼児のおむつの交換ができる設備(他におむつの交換ができる場所を設ける場合を除く。) イ 高齢者、障害者等が円滑に利用すること

ができる構造の水洗器具を設けた便房 (4) 別表第5の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、<u>車椅子使用者用簡易型便房(車椅子使用者用便房)</u>とは別に次に掲げる措置を講じた<u>車椅子使用者</u>が利用可能な便房をいう。)を1以上設けること。 ア <u>車椅子使用者</u>が利用できる腰掛便座、手すりその他の設備を適切に設けること。 イ 当該便房までの便所内の通路は、<u>車椅子</u>の転回に支障のない構造とし、階段又は段を設けないこと。 ウ 当該便房が設置されている便所の出入口にその旨の表示を行うこと。 エ 利用居室から当該便房までの経路のうち1以上を移動等円滑化経路とすること。 オ 当該便房の出入口戸は、引き戸、折れ戸その他<u>車椅子使用者</u>の利用に配慮したものとする。 カ 次項第1号の大便器洗浄装置を設けること。 3 <u>車椅子使用者用便房</u>は、次に掲げるものでなければならない。 (1) くつべら式、光感知式その他<u>車椅子使用者</u>が容易に使用できる方式の大便器洗浄装置を設けること。 (2) ・ (3) 略 4～6 略 (ホテル又は旅館の客室) 第18条 ホテル又は旅館には、客室の総数が25以上の場合、<u>車椅子使用者用客室</u>及び聴覚障害者が円滑に利用できる客室(以下「聴覚障害者用客室」という。)を、いずれも次に掲げる数以上設けなければならない。 (1) ・ (2) 略 2 <u>車椅子使用者用客室</u>は、次に掲げるものでな	ができる構造の水洗器具を設けた便房 (4) 別表第5の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、<u>車いす使用者用簡易型便房(車いす使用者用便房)</u>とは別に次に掲げる措置を講じた<u>車いす使用者</u>が利用可能な便房をいう。)を1以上設けること。 ア <u>車いす使用者</u>が利用できる腰掛便座、手すりその他の設備を適切に設けること。 イ 当該便房までの便所内の通路は、<u>車いす</u>の転回に支障のない構造とし、階段又は段を設けないこと。 ウ 当該便房が設置されている便所の出入口にその旨の表示を行うこと。 エ 利用居室から当該便房までの経路のうち1以上を移動等円滑化経路とすること。 オ 当該便房の出入口戸は、引き戸、折れ戸その他<u>車いす使用者</u>の利用に配慮したものとする。 カ 次項第1号の大便器洗浄装置を設けること。 3 <u>車いす使用者用便房</u>は、次に掲げるものでなければならない。 (1) くつべら式、光感知式その他<u>車いす使用者</u>が容易に使用できる方式の大便器洗浄装置を設けること。 (2) ・ (3) 略 4～6 略 (ホテル又は旅館の客室) 第18条 ホテル又は旅館には、客室の総数が25以上の場合、<u>車いす使用者用客室</u>及び聴覚障害者が円滑に利用できる客室(以下「聴覚障害者用客室」という。)を、いずれも次に掲げる数以上設けなければならない。 (1) ・ (2) 略 2 <u>車いす使用者用客室</u>は、次に掲げるものでな
---	---

なければならない。

(1) 略

(2) 室内には、車椅子使用者が円滑に利用できる空間を確保すること。

(3) 電話機、コンセント、スイッチその他の滞在者が通常使用する設備は、車椅子使用者が円滑に利用できる高さに設けること。

(4) 略

3 略

(駐車場)

第18条の2 車椅子使用者用駐車施設は、表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げ、かつ、雨水等でぬかるまないようにするとともに、区画線等でその範囲を明確にしなければならない。

2 次に掲げる場合は、1以上の車椅子使用者用駐車施設に、乗降の際の降雨及び降雪の影響を少なくできる屋根を設けなければならない。

(1)～(3) 略

(浴室等)

第18条の3 別表第7の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、浴室等(車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。)を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものでなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 浴室には、浴室用車椅子、シャワーチェアその他の車椅子使用者が円滑に入浴を行うことができる設備又は備品を1以上設置すること。

(5) 浴室には、車椅子使用者が円滑に利用できる空間を確保すること。

(6)～(8) 略

(移動等円滑化経路)

なければならない。

(1) 略

(2) 室内には、車いす使用者が円滑に利用できる空間を確保すること。

(3) 電話機、コンセント、スイッチその他の滞在者が通常使用する設備は、車いす使用者が円滑に利用できる高さに設けること。

(4) 略

3 略

(駐車場)

第18条の2 車いす使用者用駐車施設は、表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げ、かつ、雨水等でぬかるまないようにするとともに、区画線等でその範囲を明確にしなければならない。

2 次に掲げる場合は、1以上の車いす使用者用駐車施設に、乗降の際の降雨及び降雪の影響を少なくできる屋根を設けなければならない。

(1)～(3) 略

(浴室等)

第18条の3 別表第7の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、浴室等(車いす使用者用客室に設けられるものを除く。)を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものでなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 浴室には、浴室用車いす、シャワーチェアその他の車いす使用者が円滑に入浴を行うことができる設備又は備品を1以上設置すること。

(5) 浴室には、車いす使用者が円滑に利用できる空間を確保すること。

(6)～(8) 略

(移動等円滑化経路)

第19条 地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合には、道等(令第18条第3項に規定する場合にあっては、建築物の車寄せ。以下同じ。)から当該利用居室までの経路のうち1以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。ただし、床面積の合計が500平方メートルに満たない特別特定建築物については、次の各号のいずれにも該当するときは、令第18条第2項第1号に定める基準(他の階への移動を行うための通路に係る部分に限る。)は適用しない。

(1) 略

(2) 建築物に車椅子使用者用便房を設ける場合は、当該車椅子使用者用便房を地上階に設けること。

(3) 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合は、当該車椅子使用者用駐車施設を地上階に設けること。

2 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

(1) 略

(2) 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、次に掲げるものであること。

ア 末端付近は、車椅子の転回に支障のない構造とすること。ただし、床面積の合計が200平方メートル未満の建築物について用途の変更をして特別特定建築物にする場合は、この限りでない。

イ 別表第9の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、当該廊下等に近接した場所に乳幼児の授乳及びおむつの交換ができる場所を設け、当該場所の出入口にその旨の表示を行うこと。

ウ 次に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該特別特定建築物の床面積の合計が1,000平方メートル以上で

第19条 地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合には、道等(令第18条第3項に規定する場合にあっては、建築物の車寄せ。以下同じ。)から当該利用居室までの経路のうち1以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。ただし、床面積の合計が500平方メートルに満たない特別特定建築物については、次の各号のいずれにも該当するときは、令第18条第2項第1号に定める基準(他の階への移動を行うための通路に係る部分に限る。)は適用しない。

(1) 略

(2) 建築物に車いす使用者用便房を設ける場合は、当該車いす使用者用便房を地上階に設けること。

(3) 建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合は、当該車いす使用者用駐車施設を地上階に設けること。

2 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

(1) 略

(2) 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、次に掲げるものであること。

ア 末端付近は、車いすの転回に支障のない構造とすること。ただし、床面積の合計が200平方メートル未満の建築物について用途の変更をして特別特定建築物にする場合は、この限りでない。

イ 別表第9の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、当該廊下等に近接した場所に乳幼児の授乳及びおむつの交換ができる場所を設け、当該場所の出入口にその旨の表示を行うこと。

ウ 次に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該特別特定建築物の床面積の合計が1,000平方メートル以上で

あるときは、当該廊下等に近接した場所に乳幼児を預かることができる部屋を設け、当該部屋の出入口にその旨の表示を行うこと。

- (ア) 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- (イ) 公共体育館等(一般公共の用に供される体育館又は水泳場をいう。以下同じ。)若しくはボーリング場又は遊技場

エ 次に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該特別特定建築物の床面積の合計が5,000平方メートル以上であるときは、当該廊下等に高齢者、障害者等が休憩することができる場所を設け、休憩のための椅子その他の家具を置くこと。

- (ア) 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- (イ) 集会場又は公会堂
- (ウ) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- (エ) ホテル又は旅館(宿泊者以外の利用がある場合に限る。)
- (オ) 保健所、税務署その他の不特定かつ多数の者が利用する官公署
- (カ) 公共体育館等若しくはボーリング場又は遊技場
- (キ) 博物館、美術館又は図書館
- (ク) 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの(以下「ターミナル」という。)

(3) 当該移動等円滑化経路のうち車椅子使用者用駐車施設から屋外に面する出入口までの間は、表面が雨水等でぬかるまないようにすること。

(4) 略

(5) 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路を縦断し、又は横断する排水溝等を設ける場合においては、当該排水溝等に、つえ、車椅子の車輪等が落ちない構造の蓋を設

あるときは、当該廊下等に近接した場所に乳幼児を預かることができる部屋を設け、当該部屋の出入口にその旨の表示を行うこと。

- (ア) 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- (イ) 公共体育館等(一般公共の用に供される体育館又は水泳場をいう。以下同じ。)若しくはボーリング場又は遊技場

エ 次に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該特別特定建築物の床面積の合計が5,000平方メートル以上であるときは、当該廊下等に高齢者、障害者等が休憩することができる場所を設け、休憩のための椅子その他の家具を置くこと。

- (ア) 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- (イ) 集会場又は公会堂
- (ウ) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- (エ) ホテル又は旅館(宿泊者以外の利用がある場合に限る。)
- (オ) 保健所、税務署その他の不特定かつ多数の者が利用する官公署
- (カ) 公共体育館等若しくはボーリング場又は遊技場
- (キ) 博物館、美術館又は図書館
- (ク) 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの(以下「ターミナル」という。)

(3) 当該移動等円滑化経路のうち車いす使用者用駐車施設から屋外に面する出入口までの間は、表面が雨水等でぬかるまないようにすること。

(4) 略

(5) 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路を縦断し、又は横断する排水溝等を設ける場合においては、当該排水溝等に、つえ、車いすの車輪等が落ちない構造のふたを

けること。

(増築等に関する適用範囲)

第22条 増築等の場合には、第16条から前条までの規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。

(1)～(3) 略

(4) 第1号に掲げる部分にある利用居室(当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等)から車椅子使用者用便房(前号に掲げる便所に設けられるものに限る。)までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

(5) 車椅子使用者用駐車施設(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に設けられるものに限る。)から第1号に掲げる部分にある利用居室(当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等)までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

2 略

(公立小学校等及び追加した特別特定建築物に関する読替え)

第23条 公立小学校等及び第13条各号に掲げる特定建築物に対する第16条第4項及び第5項、第17条第1項並びに前条第1項の規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

第4章 車椅子使用者が利用しやすい施設の整備

(受付カウンターの構造)

第26条 劇場等の受付カウンターのうち1以上は、次に掲げる構造のものとするよう努めなければならない。

(1) 略

設けること。

(増築等に関する適用範囲)

第22条 増築等の場合には、第16条から前条までの規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。

(1)～(3) 略

(4) 第1号に掲げる部分にある利用居室(当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等)から車いす使用者用便房(前号に掲げる便所に設けられるものに限る。)までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

(5) 車いす使用者用駐車施設(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に設けられるものに限る。)から第1号に掲げる部分にある利用居室(当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等)までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

2 略

(公立小学校等及び追加した特別特定建築物に関する読替え)

第23条 公立小学校等及び第13条各号に掲げる特定建築物に対する第17条第1項及び前条第1項の規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

第4章 車いすが利用しやすい施設の整備

(受付カウンターの構造)

第26条 劇場等の受付カウンターのうち1以上は、次に掲げる構造のものとするよう努めなければならない。

(1) 略

(2) その下部に、車椅子使用者に配慮した空間を確保すること。

(利用居室の構造)

第27条 利用居室は、車椅子使用者が円滑に利用できるよう、次に掲げる構造のものとするよう努めなければならない。

(1) 床(車椅子使用者の利用上支障がないものとして知事が別に定める部分を除く。)は、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除き、段を設けないこと。

(2) 略

(公営住宅の構造)

第28条 県又は市町村が、公営住宅(公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第2号に規定する公営住宅をいう。)の建築をする場合には、知事が別に定めるところにより、車椅子使用者の入居に適した構造のものとするよう努めなければならない。

別表第2(第15条関係)

1 次に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める経路のうち1以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。

(1) 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房(車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。)を設ける場合 利用居室(当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。)から当該車椅子使用者用便房までの経路

(2) 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路

2 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

(1) 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、令で定める幅の基準に30センチメートルの幅の基準を付加したものであること。

(2) 当該移動等円滑化経路を構成する傾斜

(2) その下部に、車いす使用者に配慮した空間を確保すること。

(利用居室の構造)

第27条 利用居室は、車いす使用者が円滑に利用できるよう、次に掲げる構造のものとするよう努めなければならない。

(1) 床(車いす使用者の利用上支障がないものとして知事が別に定める部分を除く。)は、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除き、段を設けないこと。

(2) 略

(公営住宅の構造)

第28条 県又は市町村が、公営住宅(公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第2号に規定する公営住宅をいう。)の建築をする場合には、知事が別に定めるところにより、車いす使用者の入居に適した構造のものとするよう努めなければならない。

別表第2(第15条関係)

1 次に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める経路のうち1以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。

(1) 建築物又はその敷地に車いす使用者用便房(車いす使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。)を設ける場合 利用居室(当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。)から当該車いす使用者用便房までの経路

(2) 建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合 当該車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路

2 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

(1) 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、令で定める幅の基準に30センチメートルの幅の基準を付加したものであること。

(2) 当該移動等円滑化経路を構成する傾斜

路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、階段に代わるものにあつては令で定める幅の基準に30センチメートルの幅の基準を付加したものであること。

(3) 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、次に掲げるものであること。

ア 令で定める幅の基準に30センチメートルの幅の基準を付加したものであること。

イ 傾斜路の幅は、段に代わるものにあつては令で定める幅の基準に30センチメートルの幅の基準を付加したものであること。

別表第10(第20条関係)

1 当該準移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。

2 当該準移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものであること。

(1) 幅は、80センチメートル以上とすること。

(2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(3) 出入りの際における降雨及び降雪の影響を少なくできるひさし又は屋根を設けること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 当該出入口がアーケードその他の降雨及び降雪の影響の少ない場所に面する場合

イ 増築等の場合において、当該出入口は改修されず、かつ、敷地境界線に接しているとき。

3 当該準移動等円滑化経路を構成する廊下等は、次に掲げるものであること。

路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、階段に代わるものにあつては令で定める幅の基準に30センチメートルの幅の基準を付加したものであること。

(3) 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、次に掲げるものであること。

ア 令で定める幅の基準に30センチメートルの幅の基準を付加したものであること。

イ 傾斜路の幅は、段に代わるものにあつては令で定める幅の基準に30センチメートルの幅の基準を付加したものであること。

別表第10(第20条関係)

1 当該準移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。

2 当該準移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものであること。

(1) 幅は、80センチメートル以上とすること。

(2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(3) 出入りの際における降雨及び降雪の影響を少なくできるひさし又は屋根を設けること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 当該出入口がアーケードその他の降雨及び降雪の影響の少ない場所に面する場合

イ 増築等の場合において、当該出入口は改修されず、かつ、敷地境界線に接しているとき。

3 当該準移動等円滑化経路を構成する廊下等は、次に掲げるものであること。

- (1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- (2) 幅は、120センチメートル以上とすること。
- (3) 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。
- (4) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- (5) 末端付近は、車椅子の転回に支障のない構造とすること。

4 当該準移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものであること。

- (1) 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。
- (2) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- (3) その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。
- (4) 幅は、階段に代わるものにあつては120センチメートル以上、階段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。
- (5) 勾配は、12分の1を超えないこと。
ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。
- (6) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。

5 当該準移動等円滑化経路（床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物に係るものに限る。）を構成するエレベーター（6に規定するものを除く。）及びその乗降ロビー

- (1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- (2) 幅は、120センチメートル以上とすること。
- (3) 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。
- (4) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- (5) 末端付近は、車いすの転回に支障のない構造とすること。

4 当該準移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものであること。

- (1) 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。
- (2) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- (3) その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。
- (4) 幅は、階段に代わるものにあつては120センチメートル以上、階段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。
- (5) 勾配は、12分の1を超えないこと。
ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。
- (6) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。

5 当該準移動等円滑化経路（床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物に係るものに限る。）を構成するエレベーター（6に規定するものを除く。）及びその乗降ロビー

は、次に掲げるものであること。

- (1) かごは、住戸、利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。
- (2) かご及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
- (3) かごの奥行きは、135センチメートル以上とすること。
- (4) 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。
- (5) かご内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
- (6) かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。
- (7) 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。
- (8) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーにあっては、(1)から(7)までに定めるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして知事が定める場合は、この限りでない。

ア かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

イ かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置(車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。)は、点字その他知事が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

ウ かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置

は、次に掲げるものであること。

- (1) かごは、住戸、利用居室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。
- (2) かご及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
- (3) かごの奥行きは、135センチメートル以上とすること。
- (4) 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。
- (5) かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
- (6) かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。
- (7) 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。
- (8) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーにあっては、(1)から(7)までに定めるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして知事が定める場合は、この限りでない。

ア かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

イ かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置(車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。)は、点字その他知事が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

ウ かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置

を設けること。

(9) かご内に、戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。

(10) かごの出入口には、利用者を感知し、戸の開閉を自動的に制止する装置を設けること。

(11) かご内に、手すりを設けること。

6 当該準移動等円滑化経路を構成する知事が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして知事が定める構造とすること。

7 当該準移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、次に掲げるものであること。ただし、地形の特殊性により当該通路を次に掲げるものとするのが困難な場合においては、当該通路のうち車寄せから各住戸までの部分が次に掲げるものであれば足りる。

(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

(2) 段がある部分は、次に掲げるものであること。

ア 手すりを設けること。

イ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。

ウ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

(3) 傾斜路は、次に掲げるものであること。

ア 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

イ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。

を設けること。

(9) かご内に、戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。

(10) かごの出入口には、利用者を感知し、戸の開閉を自動的に制止する装置を設けること。

(11) かご内に、手すりを設けること。

6 当該準移動等円滑化経路を構成する知事が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車いす使用者が円滑に利用することができるものとして知事が定める構造とすること。

7 当該準移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、次に掲げるものであること。ただし、地形の特殊性により当該通路を次に掲げるものとするのが困難な場合においては、当該通路のうち車寄せから各住戸までの部分が次に掲げるものであれば足りる。

(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

(2) 段がある部分は、次に掲げるものであること。

ア 手すりを設けること。

イ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。

ウ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

(3) 傾斜路は、次に掲げるものであること。

ア 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

イ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。

ウ 幅は、段に代わるものにあつては120センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。

エ 勾配は、12分の1を超えないこと。
ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。

オ 高さが75センチメートルを超えるもの(勾配が20分の1を超えるものに限る。)にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。

(4) 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。

(5) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(6) 当該通路を縦断し、又は横断する排水溝等を設ける場合においては、当該排水溝等に、つえ、車椅子の車輪等が落ちない構造の蓋を設けること。

別表第11(第21条関係)

1 当該準視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。

2 当該準視覚障害者移動等円滑化経路を構成する廊下等は、次に掲げるものであること。

(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

(2) 階段又は傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)の上端及び下端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者

ウ 幅は、段に代わるものにあつては120センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。

エ 勾配は、12分の1を超えないこと。
ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。

オ 高さが75センチメートルを超えるもの(勾配が20分の1を超えるものに限る。)にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。

(4) 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。

(5) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(6) 当該通路を縦断し、又は横断する排水溝等を設ける場合においては、当該排水溝等に、つえ、車いすの車輪等が落ちない構造のふたを設けること。

別表第11(第21条関係)

1 当該準視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。

2 当該準視覚障害者移動等円滑化経路を構成する廊下等は、次に掲げるものであること。

(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

(2) 階段又は傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)の上端及び下端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者

に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして知事が定める場合は、この限りでない。

3 当該準視覚障害者移動等円滑化経路を構成する階段は、次に掲げるものであること。

- (1) 踊場を除き、手すりを設けること。
- (2) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- (3) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。
- (4) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- (5) 段がある部分の上端及び下端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして知事が定める場合は、この限りでない。
- (6) 主たる階段は、回り階段でないこと。
ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。

4 当該準視覚障害者移動等円滑化経路を構成する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げるものであること。

- (1) 勾配が1/2分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。
- (2) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- (3) その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。
- (4) 傾斜がある部分の上端及び下端に近接

に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして知事が定める場合は、この限りでない。

3 当該準視覚障害者移動等円滑化経路を構成する階段は、次に掲げるものであること。

- (1) 踊場を除き、手すりを設けること。
- (2) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- (3) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。
- (4) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- (5) 段がある部分の上端及び下端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして知事が定める場合は、この限りでない。
- (6) 主たる階段は、回り階段でないこと。
ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。

4 当該準視覚障害者移動等円滑化経路を構成する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げるものであること。

- (1) 勾配が1/2分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。
- (2) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- (3) その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。
- (4) 傾斜がある部分の上端及び下端に近接

する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして知事が定める場合は、この限りでない。

5 当該準視覚障害者移動等円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。

(1) かごは、利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。

(2) かご及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。

(3) かごの奥行きは、135センチメートル以上とすること。

(4) 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。

(5) かご内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。

(6) かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。

(7) 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。

(8) かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

(9) かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置(車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。)は、点字その他知事が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

(10) かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置

する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして知事が定める場合は、この限りでない。

5 当該準視覚障害者移動等円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。

(1) かごは、利用居室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。

(2) かご及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。

(3) かごの奥行きは、135センチメートル以上とすること。

(4) 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。

(5) かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。

(6) かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。

(7) 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。

(8) かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

(9) かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置(車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。)は、点字その他知事が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

(10) かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置

を設けること。 6 当該準視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。 (1) 車路に近接する部分 (2) 段がある部分又は傾斜がある部分の上端及び下端に近接する部分(視覚障害者の利用上支障がないものとして知事が定める部分を除く。) 7 当該準視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、次に掲げるものであること。ただし地形の特殊性により当該通路を次に掲げるものとするのが困難な場合においては、当該通路のうち車寄せから視覚障害者が利用する窓口又は案内所までの部分が、次に掲げるものであれば足りる。 (1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (2) 段がある部分は、次に掲げるものであること。 ア 手すりを設けること。 イ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。 ウ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。 (3) 傾斜路は、次に掲げるものであること。 ア 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。 イ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。	を設けること。 6 当該準視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。 (1) 車路に近接する部分 (2) 段がある部分又は傾斜がある部分の上端及び下端に近接する部分(視覚障害者の利用上支障がないものとして知事が定める部分を除く。) 7 当該準視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、次に掲げるものであること。ただし地形の特殊性により当該通路を次に掲げるものとするのが困難な場合においては、当該通路のうち車寄せから視覚障害者が利用する窓口又は案内所までの部分が、次に掲げるものであれば足りる。 (1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (2) 段がある部分は、次に掲げるものであること。 ア 手すりを設けること。 イ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。 ウ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。 (3) 傾斜路は、次に掲げるものであること。 ア 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。 イ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。
---	---